

めて重要な位置を占めてくることは明白であり、そうした面での位置づけをしなおす必要があるのである。

こうした老人問題の研究は、老人ホーム、デイ・ホスピタル、給食、老人クラブ、ホームヘルプス、などを中心とする研究よりも、老人を、家族や社会の中に「参加」させるにはどうしたらよいか、またそれはどの程度可能であるか、という点を重視することになる。このような研究は、先に述べたティトマスのいう、Gift-Relationship の各分野における具体的研究の一環であり、大きな意義を持ちうるのである。

New Society 13 March, 1975.
(小林良二 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

所得比例年金の採用

(ニュージーランド)

この国には、1974年の長老年金にかんする法律によって、従来の定額方式の年金に加えて支給する所得関連方式(正確には、所得に比例していない)の年金が新らしく採用された。この改正は最終的には退職者に妥当な所得させることを企図している。

新しい制度は1975年4月から発足し、当初5年間は調整期間とし、この間に、労使双方が負担する拠出率は8%まで上昇することになっている。拠出は被用者の賃金や俸給から拠出を控除し、使用者負担分を加えて、使用者が支払い、拠出はニュージーランド長老年金委員会に送られる。この委員会は制度を運営するとともに、基金の利子率を決定する権限をもっている。なお、自営業者は任意方式でこの制度に拠出することができるし、被用者も任意方式で追加的な拠出を支払うことができる。

この制度では、受給者の選択により、60～65歳でも受給を開始できるし、医学的や職業上の理由による早期受給が認められる場合には、60歳未満でも年金を受給できる。受給者は拠出合計と利子の最高25%までを受給され、受給中の死亡には、寡婦の給付は所定の比率で減額される。また、給付は生計費の変化に対応させて毎年調整される。なお、私的年金との調整により、拠出免除が認められている。

(Earnings-related Superannuation Fund enacted, Social and Labour Bulletin. No. 1, 1975, pp. 75～76).

(平石長久 社会保障研究所)